

(電子メール施行)

高財就第351号  
令和8年3月16日

各高等学校長  
各中等教育学校長  
各特別支援学校長  
各専修学校長 } 殿

宮城県教育委員会  
教育長 佐藤 靖彦  
(公印省略)

令和8年度高等学校等育英奨学資金の在学奨学生及び家計急変(緊急)奨学生の  
新規募集について(通知)

このことについて、奨学生の新規募集を下記のとおり実施しますので、生徒・保護者に周知願う  
とともに、申請書類を取りまとめ及び審査の上、期限までに御提出願います。

なお、応募がない場合は報告不要です。

記

#### 1 配布用紙等

- (1) 奨学資金貸付申請書(在学・家計急変用)
  - (2) 奨学生学力基準等審査書(表面)・人物評定書(裏面)
  - (3) 誓約書
  - (4) 高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書
  - (5) 奨学生新規申し込みの手引(在学・家計急変)
  - (6) 新規貸付申請に必要な書類一覧・チェックポイント(学校・配布共用)
  - (7) 学力基準の取扱いについて(奨学金事務担当者資料)
  - (8) 宮城県 高等学校等育英奨学資金 事務の手引(抜粋)
  - (9) 募集ポスター
  - (10) 応募報告書(在学用)
- (注) 各用紙は必要枚数をプリントアウトして対応願います。

#### 2 新規募集区分(在学奨学生・家計急変(緊急)奨学生)

##### (1) 選考方針

- ア この制度の目的は「優れた生徒であって経済的理由によって修学に困難があるもの  
に対し、奨学資金を貸し付けることにより修学を支援し有為な人材の育成に資すること」  
(条例第1条抜粋)です。
- イ 本人についてはもちろん、家庭の事情などを総合的にみて、途中で学業を放棄するこ  
とがないと思われる者であること。
- ウ 保護者が、奨学資金の目的を理解し、将来の奨学資金の償還義務等についても保護者  
の立場から責任を自覚していること。(償還の義務については、必ず事前に本人・保護者  
に説明願います。)

##### (2) 在学奨学生について

###### ア 対象者

高等学校等に入学し、条例等の貸付対象者の要件を満たす者。ただし、既に奨学生で  
ある者や予約奨学生として内定を受けている者は重複して申請できません。(次頁3参

照)

イ 貸付期間

令和8年4月からその者の在学する高等学校等の正規の修業年限が満了する日の属する月まで。(単位制により正規の修業年限のない学校においては、修業年限を4年として取り扱います。)

ウ 適格性の審査

申請のあった者については、「**高等学校等育英奨学資金事務の手引**」により、家計の適合性、学力及び人物等資質の評定を行い、適格性を審査願います。

手引については、最新版を**宮城県高等学校等育英奨学資金のWebサイト**に掲載しているので活用願います。

URL <http://www.pref.miyagi.jp/site/sub-tyo-shogakukin/>



エ 申請書類の提出期限

令和8年5月15日(金)

オ 選考方針

各学校から適格者として報告のあった者の中から、より家計が困難でより優れた生徒から予算の範囲内で採用決定することとしていますので、要件を満たしても採用されない場合があります。

(3) 家計急変(緊急)奨学生について

ア 対象者

在学採用の要件(学力基準を除く。)に加え、生徒の属する世帯の家計を主として維持する者等の失職等又は火災、風水害等の事由により家計状況が悪化したことにより緊急に奨学資金の貸付けが必要な者。

イ 申請書類の提出期限

事由が発生してから1年以内の場合に随時申込むことができますが、年度末(2月以降)に申請を受理したものは、翌年度の採用となります。

3 **重複申請の有無の確認**

既に予約採用(内定)奨学生・在学採用奨学生・緊急採用奨学生で貸付を受けている者は重複して申請できませんので注意願います。例年、重複申請者が発生し返金等のトラブルが発生していますので、申請者の重複チェックを確実にお願いします。

提出前に応募申請書類を以下の書類と必ず照合してください。

- ・ 令和8年3月送付の予約奨学生入学確認書類
- ・ 令和8年3月送付の奨学生資格確認書類
- ・ 貴校保管の奨学生台帳等書類

4 採用決定について

採用決定は令和8年7月中に通知する予定です。各学校では県通知に基づき、奨学生としての自覚を促すため交付式を実施してください。

担当 宮城県教育庁高校財務・就学支援室  
就学支援班 畠山  
TEL 022-211-3716 FAX 022-211-3696